

令和3年度 基本評価調書①		所管部局	保健福祉部	所管課	地域医療課、医務業務課	
施策名	周産期医療体制の確保			施策コード	04021	
政策体系(中項目)	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進			政策体系コード	1(1)A	
知事公約	C0045 C0046	総合戦略	A1161	国土強靱化	-	事務事業数 6
SDGs				総合判定	概ね順調	

【1 Plan】

施策目標	安心して妊娠・出産できる医療体制の構築に向け、周産期医療体制の確保について関係機関と連携しながら取組を進める。					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産年齢が上昇傾向にある中、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療が求められているが、産科医師の減少などにより、身近な地域における出産が困難となっている。 ・ 助産実践能力の低下や助産師が都市部に集中しているなど、地域偏在が顕著となっている。 					
主な取組	周産期医療体制の確保（北海道医療計画の推進管理、周産期母子医療センターへの運営費等助成など）					
予算額(千円)	R3	781,641	R2	777,534	R1	818,013
施策のイメージ	<p style="text-align: center;">関係機関の相互連携による施策推進</p>					

＜成果指標の達成状況＞ ⇒ 3つ以外の指標は、補助指標調書に記載

指標名①	増加	圏域	R元年度	R2年度	R3年度	最終目標 (R5)	達成率	指標判定
総合周産期母子医療センター(指定)の整備	目標値		6	6	6	6	66.7%	D
	実績値		4	4	4			
設定理由	北海道医療計画に基づき、第三次医療圏における周産期医療体制整備の目標値として設定。							
分析 (主な取組と成果)								
周産期母子医療センターに対する運営費の助成や医育大学における産婦人科医師等の養成に係る取組に助成しているほか、勤務環境改善に関する施策の実施により周産期医療提供体制の確保に努めている。								

指標名②	維持	圏域	R元年度	R2年度	R3年度	最終目標 (R5)	達成率	指標判定
地域周産期母子医療センターの整備	目標値		21	21	21	21	100.0%	A
	実績値		21	21	21			
設定理由	北海道医療計画に基づき、第二次医療圏における周産期医療体制整備の目標値として設定。							
分析 (主な取組と成果)								
周産期母子医療センターに対する運営費の助成や医育大学における産婦人科医師等の養成に係る取組に助成しているほか、勤務環境改善に関する施策の実施により周産期医療提供体制を確保している。								

指標名③	減少	%	H27年度	H29年度	H30年度	最終目標 (R5)	達成率	指標判定
妊産婦死亡率(10万対)	目標値		3.8	3.4	3.3	全国平均以下	110%	A
	実績値		2.6	5.7	3			
設定理由	北海道医療計画に基づき、安全に出産できる体制を示す目標値として設定。 ※「人口動態統計(厚生労働省)」を使用している。							
分析 (主な取組と成果)								
周産期母子医療センターに対する運営費の助成や医育大学における産婦人科医師等の養成に係る取組に助成しているほか、勤務環境改善に関する施策の実施により周産期医療提供体制を確保している。								

令和3年度 基本評価調書②	施策名	周産期医療体制の確保	施策コード	04021
---------------	-----	------------	-------	-------

【2 Do&Check】

成果指標	指標名	前々年度	前年度	評価年度	評価年度目標値	指標判定
成果指標	総合周産期母子医療センター（指定）の整備	4	4	4	6	D
	地域周産期母子医療センターの整備	21	21	21	21	A
	妊産婦死亡率（10万対）	2.6	5.7	3	3.3	A
目標（指標）の達成状況	総合周産期母子医療センターの「指定」については、医師の確保などの要因により、目標の6圏域のうち4圏域の指定に止まっているが、未整備の2圏域においても近い機能を持つ病院として総合周産期母子医療センターに「認定」しているほか、すべての二次医療圏に整備した地域周産期母子医療センターとともに、周産期医療提供体制を確保している。				指標総合判定	B
連携状況	有識者等で構成する「周産期・小児医療検討委員会」において意見の把握に努めるほか、母体及び新生児の救急搬送にともなう円滑な受入れや妊産婦からの電話相談の実施についてコーディネーターを配置し、関係機関とも連携しながら体制整備を進めている。				連携判定	○
緊急性優先性	厚生労働省へ産科医の養成に関する要望をしており、道としても医育大学における産婦人科医師等の養成に係る取組に助成するほか、勤務環境改善に関する施策を実施している。				緊急性優先性判定	○
総合判定の根拠	産婦人科医の不足などにより、道内の周産期医療を取り巻く環境は厳しい状況が続いているが、周産期医療確保のための様々な取組によって一定程度の整備が図られている状況にある。				総合判定（一次評価）	概ね順調

翌年度に向けた対応方針	対応方針番号	内容
	①	引き続き周産期母子医療センターに対する運営費の助成や医育大学における産婦人科医師等の養成に係る取組に助成するほか、勤務環境改善に関する施策の実施により周産期医療の確保に努める。
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来予定していた形での研修事業の実施が難しい状況が想定されるが、オンライン等を活用し充実に努める。	
③		

＜二次政策評価＞

前年度二次評価意見	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、施策の目標達成に向け事業内容を精査すること。	対応状況 (R3.3時点)	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業の実施方法について、引き続き、関係団体と協議しながら、検討していく。
R3年度二次政策評価			

【3 Action】

二次政策評価への対応	
R4施策の方向性	安心して妊娠・出産できる医療体制の構築を推進するため、各種事業を継続して実施するほか、より効果的・効率的な事業の実施についても検討を行いながら周産期医療体制の確保に努める。